

グループホーム等の火災に対して
消防法施行令・施行規則が
改正されました



小規模社会福祉施設 防災システムのお勧め

新規施設

平成21年4月1日より
施行

既存施設：猶予期間

消火器

平成22年4月1日まで

その他

平成24年3月31日まで

すべてに
自動火災報知設備を
設置
(従前は*300m²以上)

収容人員が10名以上で
甲種防火管理者が
必要となります。
(従前は収容人員30名以上)
甲または乙種防火管理者)

すべてに
火災通報装置を設置
(従前は*500m²以上)



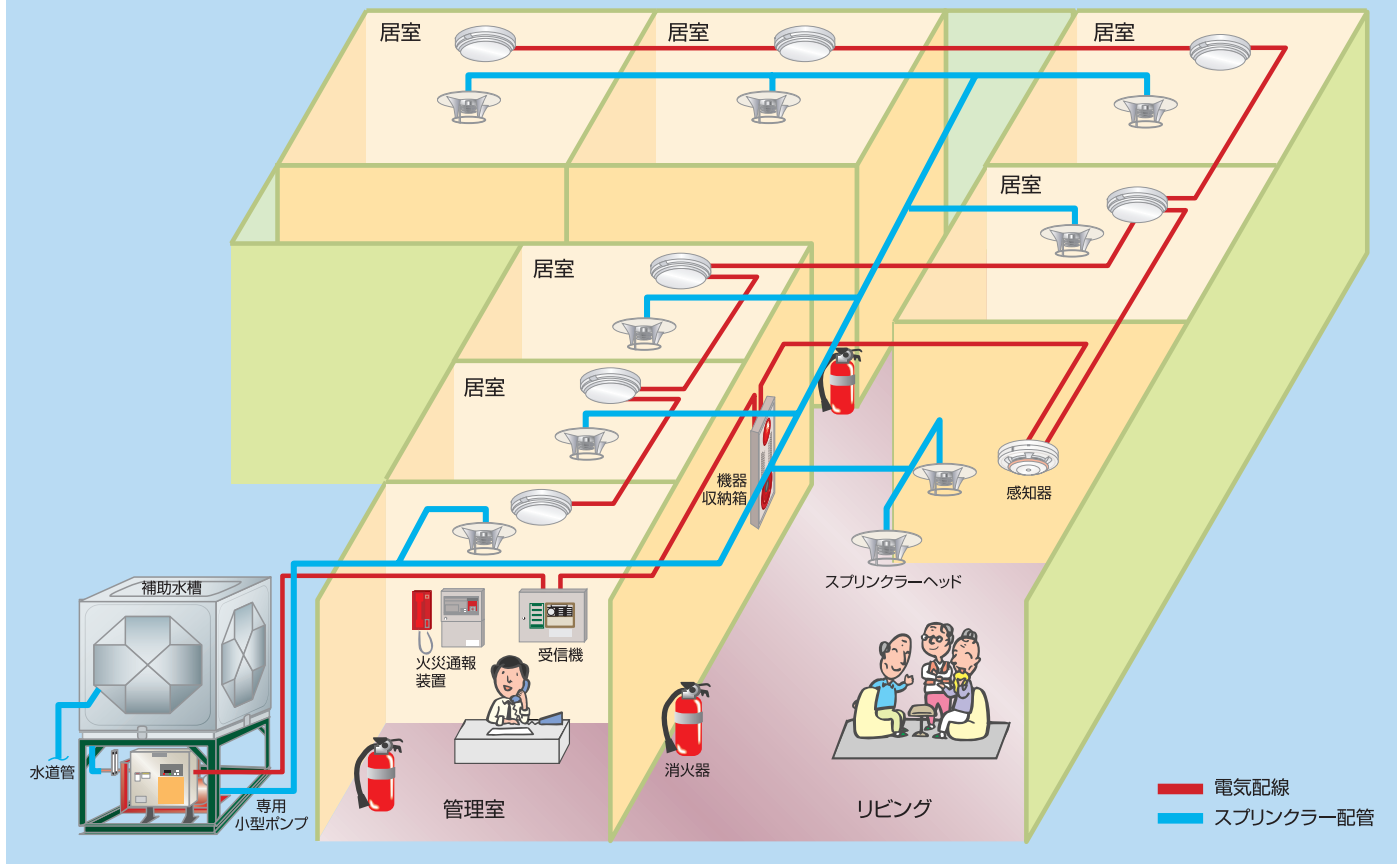
*275m²以上で
スプリンクラー設備を
設置
(従前は*1000m²以上)

すべてに
消火器を設置
(従前は*150m²以上)

総合防災のニッタンは皆様に 安心・安全をお届けします

ニッタンのお勧めするシステム

必要な全ての防災設備を合理的にコーディネートいたします



自動火災報知設備

煙や熱を検知して自動的に火災を知らせます。



受信機



光電式煙感知器



差動式熱感知器

火災通報装置

ボタン1つで119番通報します。自動火災報知設備と連動も可能です。



スプリンクラー設備

特定施設水道連結型スプリンクラー「新発売」
専用小型ポンプ・補助水槽を標準装備。
水道の給水制限や圧力不足でも問題ありません。



スプリンクラーヘッド



専用小型ポンプ(+補助水槽)

消火器

初期火災の消火に重要です。



安全にお使いいただくために

ご使用前に取扱説明書をよくお読みの上、正しくお使いください。

本資料の内容は製品改良などのため外観、仕様は予告なく変更することがありますのでご了承ください。

取扱店

ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区幡ヶ谷1-11-6 ☎ 03(3468)1111 (代表)

インターネットホームページ <http://www.nittan.com/>

支社/北海道、東北、首都圏、中部、関西、中国、四国松山、九州 支店/秋田、八王子、横浜、千葉、水戸、つくば、さいたま、前橋、長野、金沢、大津、京都、神戸、岡山、高松、長崎、北九州、熊本、大分、宮崎、鹿児島
営業所/青森、郡山、富山、静岡、奈良、和歌山、鳥取、松江、徳山、高知、佐賀 駐在員事務所/沖縄
ニッタンサービスセンター/北海道、東北、名古屋、大阪、広島、四国、福岡